平成29年度 北本市教育行政の重点施策

北本市教育委員会は、日本国憲法と教育基本法の精神、「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現をめざす北本市政のまちづくりのテーマ及び北本市教育振興基本計画に基づき、北本市教育行政の重点施策を策定しました。

平成29年度においては、基本理念及び5つの基本目標を重点として、教育行政を総合的に推進していきます。

〇 基本理念 共に学び 未来を拓く 北本の教育

〇 5つの基本目標

- 1 確かな学力と自立する力の育成
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 質の高い学校教育の推進
- 4 家庭・地域の教育力の向上
- 5 生涯学習とスポーツの振興

1 確かな学力と自立する力の育成

児童生徒の学力向上を図るために、学習指導要領に基づき、「生きる力」をはぐく むという理念の下、基礎的な知識及び技能や思考力・判断力・表現力、主体的に学習 に取り組む態度等の確かな学力の育成に取り組みます。

そのために小・中学校の義務教育9年間の学びや育ちの連続性を重視した取組を行うことで、児童生徒のそれぞれの発達段階やその特性に応じた適切な支援を充実させます。

また、教職員の研修・研究体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫改善に努め自立する力をはぐくむための教育を推進します。

- (1)確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- (2) 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- (3) 「教育に関する3つの達成目標」の推進
- (4) 進路指導・キャリア教育の推進
- (5) 本物にふれる事業の推進
- (6) ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進

2 豊かな心と健やかな体の育成

今日の児童生徒の課題として、他者との関わりがうまく築けない等の人間関係を形成する力の低下や、自己中心的で約束やルールを守れない等の規範意識の低下が挙げ

られます。このような課題を解決するために、自他を認め、尊重し合い、感動や感謝の気持ちを表現できる豊かな心の育成が重要です。そのために、ボランティア活動や福祉体験などの社会体験活動を推進するとともに、生徒指導・教育相談体制の充実のため、教職員の研修の活性化やスクールソーシャルワーカーの活用を図ります。

また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

さらに、インターナショナルセーフスクール(ISS)に関する安全への取組を通 して、児童生徒が将来にわたって自分自身の安全を守る能力の育成に努めます。

- (1) 基本的人権を尊重する教育の推進
- (2) 人権啓発活動の推進
- (3) 心の教育の推進
- (4) ボランティア・福祉教育の推進
- (5) 生徒指導・教育相談体制の充実
- (6) 児童生徒の健康の保持増進
- (7) 運動習慣の形成と体力向上の推進
- (8) 安全教育の推進と安全管理の徹底

3 質の高い学校教育の推進

子どもたちが未来を切り拓いていく力を身につけるために、質の高い学校が求められています。そこには個々の教員の力はもとより、学校としての組織力が重要です。 そのため、学校運営の核となる校長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって質の高い学校教育の推進に取り組みます。

また、地域に開かれた特色ある信頼される学校づくりを一層推進するため、学校協議会、外部評価委員会を効果的に活用します。

さらに、異校種間のなめらかな接続の深化を図るため、幼・保・小の連携を推進するとともに、小・中学校の教育課程に系統性を持たせ、9年間の発達段階に応じた課題解決の取組や適切な支援を行う学校4・3・2制(小中一貫教育)を市内全校で推進します。

- (1) 学校4・3・2制(小中一貫教育) をはじめとした異校種間連携の推進
- (2) 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
- (3) 教職員の資質の向上
- (4) 教育環境の整備・充実
- (5) 学校経営の改革推進

4 家庭・地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる家庭づくりを目指して、各種啓発事業の充実などにより、家庭教育の支援に努めます。また、地域の行事やボランティア活動などへの参加を通じて、地域の一員として子どもを育てていくような、地域ぐるみの教育活動を支援します。さらに各学校の「地域活動室」を一層活用し、地域との交流・連携を深めながら、地域に開かれた学校づくりを推進します。

- (1) 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
- (2) 地域の教育推進体制の充実
- (3) 子どもの読書活動の推進
- (4) 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

5 生涯学習とスポーツの振興

近年の国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化や市民の学習意欲の多様化・高度化に対応し、市民の自主的な学習活動を支援するため、市民と行政が一体となった生涯学習推進体制を構築するとともに、市民が学習成果を生かして、まちづくりに参加できるよう、生涯を通じた多様な学習活動の振興を図ります。また、地域の長い歴史の中で育まれてきた、北本の歴史・伝統・文化を理解し、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、市民の文化活動を支援し、市民自らが参加する新しい文化の創造と振興に努めます。

- (1) 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進
- (2) 学習施設の整備・運営の充実
- (3) 文化財保護の推進
- (4) 文化芸術活動の推進
- ※平成28年度から「スポーツ活動の推進」に関する事務については、市長部局へ 移管されました。

施策の体系は重点項目

1 確かな学力と自立する力の育成

- (1)確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
 - ア 生きる力の育成を目指した教育課程の充実
 - (ア) 適切な教育課程の編制・実施・評価
 - イ 基礎的・基本的な知識・技能の習得、活用の推進及び言語活動の充実
 - (ア) 「読む・書く」、「計算」を中心とした基礎的・基本的な内容の定着
 - ウ 義務教育9年間の学びと育ちの連続性を重視した発達段階ごとの課題に適切 な支援を行う教育の推進
 - (ア) 学校4・3・2制の推進(小中一貫教育の推進)
 - (イ) 小学校5・6年生における教科担任制の推進
 - (ウ) きめ細かな学習指導を展開するための小1から小4までにおける少人数学級の拡大と充実
 - エ 学力調査を活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価
 - オ 教職員の研修・研究体制の充実
 - カ 地域の教育力を活用した土曜日・長期休業日における補習の推進
 - キ 教員OBなどの教育力を活用した、中学生の学ぶ意欲を支える「ナイトスクール」の推進
- (2) 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
 - ア 国際理解教育の推進
 - (ア) 国際性を身に付け、未来を切り拓く力をはぐくむ教育の充実
 - (イ) わが国の伝統文化に対する理解を深め、尊重する態度の育成
 - (ウ) 教科化に向けた小学校の外国語活動の充実
 - (エ) 外国語指導助手 (ALT) の有効活用による英語教育の充実
 - イ 情報教育の推進
 - (ア)情報モラルを育成する教育の充実
 - (イ)情報教育機器の活用推進
 - (ウ) インターネットなど多様なメディアを活用した教育の充実
 - ウ環境教育の推進
 - (ア) 循環型社会を目指すための環境教育の推進
 - (イ) 学校緑化活動の推進
 - (ウ) 野外教育施設を活用した自然にふれあう環境教育の推進
 - エ 学校図書館教育の充実
 - (ア) 学校図書館を活用した教育活動の充実
 - (イ) 学校における読書活動の推進
 - (ウ) 司書教諭有資格者の計画的な養成促進
 - (エ) 学校図書館指導員の有効活用の促進
 - (オ) 学校図書館配備の新聞の有効活用

- (3)「教育に関する3つの達成目標」の推進
 - ア 「学力」に関する達成目標の推進
 - イ 「規律ある態度」に関する達成目標の推進
 - ウ 「体力」に関する達成目標の推進
- (4) 進路指導・キャリア教育の推進
 - ア 積極的な進路相談の推進
 - イ 家庭や関連機関との連携の強化
 - ウ 職場体験の充実
 - エ 職業教育・産業教育の推進
- (5) 本物にふれる事業の推進
 - ア 学校クラスコンサートの実施
 - イ ふれあい講演会の実施
 - ウ こころの教育推進事業の実施
 - エ 日本の音楽(民謡)にふれる教室の実施
- (6) ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進
 - ア 「心のバリアフリー」を深める教育の推進
 - イ 障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進
 - ウ 特別支援学級や通級指導教室の特性を生かした特別支援教育の充実
 - エ 特別支援学級及び通常の学級における支援員の有効活用
 - オ LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の理解と指導の充実
 - カ 適正な就学相談・就学支援の推進
 - キ ノーマライゼーションの理念に基づく施設設備の整備

2 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 基本的人権を尊重する教育の推進
 - ア 人権教育推進体制の充実
 - イ 学校教育および社会教育における人権教育の推進
 - ウ 男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進
- (2) 人権啓発活動の推進
 - ア 人権教育啓発資料の刊行
 - イ 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発
- (3) 心の教育の推進
 - ア 道徳の時間における学習指導の工夫
 - イ 特別活動の充実
 - ウ 部活動の充実
 - エ 体験的な学習等の推進
 - オ 北本ふれあい家族の日の取組の実施
 - カ こころの教育推進事業の実施
 - キ 彩の国教育の日の普及・推進

- (4) ボランティア・福祉教育の推進
 - ア ボランティア活動や福祉体験の充実
 - イ 関係団体との適切な連携
- (5) 生徒指導・教育相談体制の充実
 - ア 児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実
 - イ 教職員の共通理解に基づく指導の推進
 - ウ教育相談体制の充実
 - (ア) 学校適応指導教室の充実
 - (イ) 中学校へのさわやか相談員・スクールカウンセラーの配置
 - (ウ) スクールソーシャルワーカーの配置
 - エ 学校間連携の推進
 - オ 校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携
- (6) 児童生徒の健康の保持増進
 - ア 学校保健活動の充実
 - (ア) 保健計画に基づいた学校保健委員会の充実
 - (イ) 自らの健康を管理、改善していく実践力の育成
 - (ウ) 食物アレルギー・アナフィラキシー対応の充実
 - イ 学校環境衛生の維持管理
 - ウ 食育の推進
 - (ア) 家庭と連携した朝食欠食の解消
 - (イ) 栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を活用した食育の充実
 - (ウ) 学校給食における地産地消の推進
 - (エ) 保健学習や保健指導を通した衛生習慣の確立
 - (オ) 学校給食衛生管理基準に基づく学校給食調理場の衛生維持管理
 - エ 性に関する指導の推進
 - オ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進
 - (ア) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する資料の活用と教職員の意識啓発
 - (イ) 家庭地域及び関係機関と連携した薬物乱用防止教室の実施
- (7) 運動習慣の形成と体力向上の推進
 - ア 「教育に関する3つの達成目標」(体力)の推進
 - イ 学校体育の充実
 - (ア) 市体力向上推進委員会の開催
 - (イ) 市委嘱による実践的研究の推進
 - (ウ) 体力向上に係る講演会や授業研究会の開催
 - (エ) 地域の専門性を有する人材を活用した技術指導の充実
 - ウ 体育的活動の充実及び外遊びの奨励
 - エ 運動部活動の充実
 - (ア) 外部指導者派遣による指導の充実
 - (イ) 部活動体験による小学校6年生の関心・意欲の高揚

- オ 児童対象の運動教室の開催
- (8) 安全教育の推進と安全管理の徹底
 - ア 交通安全の推進
 - (ア) 通学路の安全点検と学校ボランティア等と連携した登下校時の安全指導
 - (イ) 地域安全マップの改善、学校・家庭・地域における交通安全意識の高揚
 - (ウ) 学級活動等での正しい自転車運転の指導及び交通安全教室の実施
 - イ 災害安全(防災)の推進
 - (ア) 避難訓練の充実
 - (イ) 防災マニュアルの見直しと充実
 - ウ 生活安全の推進
 - (ア) 教職員の危機管理意識高揚のための研修実施
 - (イ) 防犯教室の充実による緊急時の教職員及び児童生徒の対応法指導
 - (ウ) 施設・設備の点検及び改修、危機管理マニュアルの作成と見直し
 - (エ) 不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保の徹底
 - (オ) 安心まちづくり学校パトロール隊 (スクールガード) の活動推進
 - (カ) 通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保など児童生徒への指導の徹底
 - (キ) 児童生徒が将来にわたって自分自身の安全を守る能力を育成する指導の 徹底

3 質の高い学校教育の推進

- (1) 学校4・3・2制(小中一貫教育)や異校種間連携の推進
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた課題解決への取組みや適切な支援を行う学校4 ・3・2制(小中一貫教育)の推進
 - イ 幼・保・小の連携やKISEP (北本市小・中・高「相互」交流事業) による異校種間連携の推進
- (2) 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
 - ア 学校協議会、学校外部評価委員会の効果的な活用
 - イ 教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
 - ウ 学校の特色を生かした学力向上生徒指導対策の推進
 - エ ホームページ等を利用した情報発信の推進
- (3) 教職員の資質の向上
 - ア 教職員研修の充実
 - イ 教職員の人事交流の推進
 - ウ 教職員事故防止の徹底
 - エ 学校衛生管理の充実
- (4) 教育環境の整備・充実
 - ア 学校施設の有効活用の推進
 - イ 多目的室等を有効に活用した少人数指導の推進
 - ウ 高等学校等の入学準備金貸付事業の推進

- エ 幼稚園就園奨励費補助事業の推進
- (5) 学校経営の改革推進
 - ア 学校の組織体制の整備・充実
 - イ 学校運営に係る情報公開の推進
 - ウ 全職員を対象にした人事評価制度の活用

4 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
 - ア 家庭教育支援の講座の充実
 - イ PTA活動の推進
- (2) 地域の教育推進体制の充実
 - ア 自然体験活動等の推進
 - イ 放課後子ども教室事業の推進
 - ウ 青少年の健全育成活動の促進
 - エ 学校公開の実施
- (3) 子どもの読書活動の推進
 - ア 読書に親しむ機会の提供と充実
 - イ 読書環境の整備・充実
 - ウ こども図書館の充実
- (4) 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進
 - ア 地域活動室事業の推進
 - イ 学校応援団の活動の推進

5 生涯学習とスポーツの振興

- (1) 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進
 - ア 生涯学習啓発活動の充実
 - イ 学習情報の収集及び提供並びに学習相談体制の整備
 - ウ 市民大学きたもと学苑の充実
 - エ 市役所出前講座の開設
 - オ 大学公開講座の充実
 - カ 子ども大学きたもとの充実
 - キ 国際理解学習・交流事業の推進
- (2) 学習施設の整備・運営の充実
 - ア 中央公民館・地域学習センターの運営の充実
 - (ア) 学習機会の充実
 - (イ) 施設・設備の整備・充実
 - (ウ) 緊急時における体制の整備
 - イ 各種文化事業の充実と展開
 - (ア) 自主文化事業の推進

- (イ) 北本ピアノフェスティバルの開催
- ウ 野外活動センターの運営の充実
- エ 視聴覚ライブラリーの運営の効率化
- (ア) 視聴覚教材・機器の利用の促進
- オ プラネタリウムの運営の充実
 - (ア) 児童生徒への学習機会の提供
 - (イ) 天体観望会の充実
- (ウ) デジタルシステムによる魅力的な投影の実施
- カ 図書館の運営の充実
 - (ア) 図書館資料の整備・充実
 - (イ) 廃棄図書のリサイクルの実施
 - (ウ) 図書館分室網の充実
 - (エ) 障がい者奉仕体制の充実
 - (オ) 児童奉仕の充実
- (3) 文化財保護の推進
 - ア 文化財の調査・研究
 - イ 埋蔵文化財調査及び報告書の刊行
 - ウ 指定文化財の保存・管理
 - エ 文化財保護思想の啓発
 - オ 文化財の収集・整理・公開
 - カ郷土芸能の振興及び後継者の育成
 - キ 歴史的資料としての私文書・行政文書の収集・整理
 - ク (仮称) 埋蔵文化財センター整備事業の推進
- (4) 文化芸術活動の推進
 - ア 市民文化祭の開催
 - イ 市民文芸誌の刊行
 - ウ 文化団体等の活動の支援
- ※平成28年度から「スポーツ活動の推進」に関する事務については、市長部局へ 移管されました。